

児童手当の申請は11月中旬に

国が実施する児童手当が来年1月から支給されることになりました。このため市では、児童手当確認請求の受付を行なっています。支給を受けられるのは、次のとおりですから該当される場合は11月中旬に手続きをすませてください。なお、国・地方公務員、三公社（専売公社・国鉄・電々公社）職員は、それぞれの機関で直接、認定および支給がおこなわれます。

対象は5歳未満の児童

わが国の社会保障制度のなかでまだ実現していない唯一の制度として、児童手当制度がありました。が、来年1月から実施されることになりました。そこで児童手当の支給を受けるためには、あらかじめ市長の認定を受けなければなりません。

児童手当の支給を受けられるのは、市内に住んでいる18歳未満の児童を3人以上養育している人に対してで、3人目以降の児童で義務教育修了前（昭和42年2月以降に生まれた5歳未満の児童）の場合です。

また養育者がその児童の父母であるときは、その児童と生計をいつしよにしていることです。なお、養育者が児童の父母以外の場合は、その児童の生計を維持している場合です。

月額3000円を支給

手当の額は月額3000円で、毎年2月・6月・10月の3回に分けて、前月までの手当がまとめて支払われます。ただし、来年の1月と2月分は3月に支払われることになっています。

しかし、支給の対象となる人でも、前年の所得が一定の額（昭和47年1月から5月の月分の児童手当については、昭和45年の収入が扶養親族など5人の場合で200万円の予定）に満たないことです。

そこで以上の要件などから、該当するものと思われる場合は、福祉事務所児童

係（内線 229）で、認定請求書、用紙の交付を受け、必要な事項を記入して提出してください。なお、手続の際生計中心者（請求者）の勤務先の名称（自営業の場合はその業種）、加入している国民年金などの被保険者または組合員証の番号家族の生年月日を確認のうえ印鑑を持つてお出かけください。

※現在、市の児童手当を受給（申請中の場合も含む）している方でも、国の制度による申請をしてください。



当直医院

休日当直医院は、富士市医師会が急病者のために定めたものです。急病などでお困りのときにご利用ください

■11月3日

- 内科 飯泉医院（田宿 52-0696）
- 月岡医院（西国窪 52-3996）
- 渡辺医院（川成島 61-0655）
- 外科 米山病院（吉原4 52-3060）
- 原 医院（松岡 61-0988）
- 産婦人科 遠藤医院（吉原3 52-1941）

■11月7日

- 内科 遠藤医院（緑町 52-6460）
- 加藤医院（東比奈 34-0011）

- 平間医院（水戸島 61-0562）
- 外科 鈴木医院（宇東川3 52-2213）
- 中央病院（本市場 61-8800）
- 産婦人科 池谷医院（水戸島61-0873）

■11月14日

- 内科 杉浦医院（中央町1 52-0078）
- 清水医院（東比奈3 34-0512）
- 岳南医院（横割4 61-2360）
- 外科 井上医院（富士見町 52-0988）
- 川村医院（富士中島 61-4050）
- 産婦人科 米山医院（和田2 52-1399）

■11月21日

- 内科 広見医院（広見6 51-0855）
- 渡辺医院（吉原5 52-0340）
- 井手医院（松岡 61-9155）
- 外科 吉田医院（石坂 51-2515）

- 山崎医院（厚原 71-3315）
- 産婦人科 中央病院（本市場61-8800）

■11月23日

- 内科 北条医院（依田原町 52-1868）
- 高木医院（柏原2 33-0137）
- 中央病院（本市場 61-8800）
- 外科 石川医院（瓜島 52-1985）
- 藤井医院（松岡 61-7811）
- 産婦人科 鈴木医院（和田町52-1712）

■11月28日

- 内科 富士診療所（中央町1 61-0376）
- 平田医院（浮島町2 34-0630）
- 吉田医院（中丸 61-1003）
- 外科 快明堂医院（中央町1 51-0301）
- 神谷医院（川成島 61-5900）
- 産婦人科 窪田医院（平垣 61-3100）